

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

[illegible]

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8.3.7	廃止	変更前	郵便局	851360	蕨岡郵便局	-	山形県飽海郡遊佐町豊岡花塚35	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.9	移転	変更前	郵便局	242170	坂祝郵便局	-	岐阜県加茂郡坂祝町取組419-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	242170	坂祝郵便局	-	岐阜県加茂郡坂祝町取組366	-	○	○	○	○	○	-	
R8.3.11	廃止	変更前	郵便局	910530	石坂郵便局	-	北海道広尾郡大樹町石坂375	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.14	廃止	変更前	郵便局	413530	阿倍野苗代田郵便局	-	大阪府大阪市阿倍野区阪南町1-12-31	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.14	廃止	変更前	郵便局	415330	寝屋川高柳郵便局	-	大阪府寝屋川市高柳1-7-15	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.14	廃止	変更前	郵便局	433040	豊岡小田井郵便局	-	兵庫県豊岡市小田井町14-25	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.14	廃止	変更前	郵便局	950130	花石郵便局	-	北海道瀬棚郡今金町花石148-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.14	廃止	変更前	郵便局	960060	山越郵便局	-	北海道二世郡八雲町山越197	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.16	移転・改称	変更前	郵便局	033390	志木上町郵便局	-	埼玉県志木市本町3-1-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	033390	志木本町郵便局	-	埼玉県志木市本町2-4-48	-	○	○	○	○	○	-	
R8.3.16	移転	変更前	郵便局	700690	阿嘉郵便局	-	沖縄県島尻郡座間味村阿嘉68	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	700690	阿嘉郵便局	-	沖縄県島尻郡座間味村阿嘉38-4	○	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

[illegible]

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

[illegible]

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8.3.28	廃止	変更前	郵便局	513930	戸野郵便局	-	広島県東広島市河内町戸野719-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.28	廃止	変更前	郵便局	613110	松山柳井町郵便局	-	愛媛県松山市柳井町1-8-12	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.28	契約解除	変更前	営業所	767120	上荒川簡易郵便局	○	長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷37-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.28	契約解除	変更前	営業所	787730	出水住吉簡易郵便局	○	鹿児島県出水市住吉町26-25	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.31	廃止	変更前	郵便局	012980	小川町郵便局	-	東京都千代田区神田小川町3-22	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.31	契約解除	変更前	郵便局	067500	水戸柳河簡易郵便局	○	茨城県水戸市柳河町735	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.3.31	契約解除	変更前	営業所	077370	新藤原簡易郵便局	○	栃木県日光市藤原284	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。